

## 使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の理由

- (1) 国の豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正（令和4年12月23日変更）により、使用料及び手数料条例において、登録飼養衛生管理者への豚熱予防液交付手数料を新設することから、当該手数料を千葉県収入証紙により納入することを可能にするため、当該手数料を別表第二に新たに規定した。
- (2) 宅地造成等規制法の一部改正（令和5年5月26日施行）に伴う所要の規定の整備を行った。
- (3) 建築基準法の一部改正（令和5年4月1日施行）により、建築物の省エネ改修について、高さ制限や容積率の緩和ができる特例許認可制度が創設されたことを踏まえ、使用料及び手数料条例の一部を改正し、当該許認可申請の審査に係る手数料3項目を新設することから、当該手数料を千葉県収入証紙により納入することを可能にするため、当該手数料を別表第二に新たに規定した。
- (4) 道路交通法の一部改正（令和5年4月1日施行）により、特定自動運行の許可制度が創設されたことを踏まえ、使用料及び手数料条例の一部を改正し、当該許可申請の審査に係る手数料2項目を新設することから、当該手数料を千葉県収入証紙により納入することを可能にするため、当該手数料を別表第二に新たに規定した。

### 2 改正の内容

新旧対照表のとおり

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。ただし、1（2）の改正規定は令和5年5月26日から施行する。

### 4 意見公募手続について

千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第38条第4項第2号及び第8号に該当するため、意見公募手続きは実施しないものとした。